

令和6年度 第1回 門真市障がい者地域協議会会議録

日時 令和6年7月22日（月）午後2時から午後4時まで
場所 門真市役所 本館2階 大会議室

■会議次第

1. 開会

2. 議題

- ① 令和5年度相談支援事業実施状況について
- ② 令和5年度障害者虐待防止法に係る対応について
- ③ 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況等について
- ④ 令和5年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について
- ⑤ 障害者優先調達推進法に係る令和5年度の取組状況及び令和6年度の予定について
- ⑥ その他

3. 閉会

■配布資料

〈事前配布〉

協議会資料

〈当日配布〉

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

門真市第4次障がい者計画冊子

門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子

門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画冊子

■出席者

委員：岡田委員（会長）、岩本委員（副会長；途中参加）、小原委員、谷掛委員、藤江委員、森田委員、本木委員

(途中参加)、倉澤委員、高田委員、石橋委員、青木委員、三木委員、美馬委員、高田委員

事務局：障がい福祉課 木本課長、松本課長補佐、池田課長補佐、村下主任、山田主任、坂田主任

■欠席者

委員：東 委員、東野委員

■傍聴者：3名

■議 事

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より令和6年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。また、発言をされる場合は、お手元のマイクのボタンを押してからご発言をお願いいたします。

ここで委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の出席委員は、16名中、12名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日は、令和6年度第1回目の会議でございます。

今年度の委員につきましては、門真市立こども発達支援センターの指定管理者制度への移行のため、センター長の白川 陽子様が退任し、門真市こども部こども政策課長 美馬 忠法様が委員としてご出席いただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

(美馬委員)

美馬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

他の委員の方におかれましては、昨年度から変更などはございませんのでお手元にあります協議会委員名簿をご確認ください。

なお、門真市障がい福祉を考える会事務局 本木 零様、門真市公共職業安定所統括職業指導官 東 恵美様、門真市手をつなぐ育成会理事長 東野 弓子様は、所用のため欠席でございます。

岩本副会長は遅れての出席と聞いております。

次に事務局の紹介をいたします。
障がい福祉課 課長の木本でございます。
同じく課長補佐の松本でございます。
同じく課長補佐の池田でございます。
改めまして、同じく主任の村下でございます。
同じく主任の山田でございます。
同じく主任の坂田でございます。
よろしくお願ひいたします。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。いかがでしょうか。

(会長)

はいただき事務局より、会議の市民への公開について提案がありました。何かご意見等ございますか。

異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら入室してもらってください。

(事務局)

それでは、早速会議に入らせていただきます。

まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、

- ・協議会委員名簿
- ・座席表
- ・門真市第4次障がい者計画冊子
- ・門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子
- ・門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画冊子

でございます。また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないよ

うお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料として協議会次第をご確認ください。

また、その他参考資料といたしまして、

- ・門真市情報公開条例（抜粋）
- ・審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- ・門真市附属機関に関する条例（抜粋）
- ・門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

を配付いたしております。

不足等がございましたら、お知らせください。

ここで、事務局より、前回の協議会での報告の訂正がありますのでお伝えいたします。

（事務局）

前回、ふれあいキャンペーンにて肢体不自由児者の啓発活動を本庁で行ったと報告しておりましたが、実際は市民プラザにて行っておりました。この場を借りて訂正の報告をさせていただきます。以上です。

（事務局）

それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

（会長）

それでは、これ以降の進行につきましては、着座にて私が進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

議題①、令和5年度相談支援事業実施状況について、市が委託しております、門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所 あん、門真市障がい者基幹相談支援センターえーるよりそれぞれ報告をお願いいたします。

（事務局 ジェイエス）

令和5年度の門真市障がい者相談支援センタージェイ・エスの委託相談における事業報告をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

先ず委託相談支援事業についてですが、こちらは門真市内に住んでおられます障がい児者の方が相談できる場所ということで門

真市より委託を受けて実施している事業となります。障がい福祉サービス利用者に限らず、障がい者手帳をお持ちの方皆さんを対象として相談をお受けしており、生活全般のご相談事といった多岐に渡った相談支援を実施しております。

それでは資料1-1をご覧ください。令和5年度の委託相談における相談者数実人数は例年と大きな変動はありませんが、「支援方法」「支援内容」の合計件数は増加しております。中でも「同行支援」「ケア会議」「関係機関との連携」についての件数は昨年度より増加しており、相談者に対して個別の支援の動きが多くあったことが伺われます。中でも同行支援といったアウトリーチの機能をより多く活かせたのではないかと考えております。また、新規にて窓口相談や電話相談なども毎月一定数あり、当センターの存在が認知されてきていると感じる結果でもありました。当センターの周知活動には今後も力を注いでいきたいと考えております。

令和5年度の相談内容として「金銭について」の相談が目立ったように感じております。内容としては「借金」や「相続放棄」、「引越し費用の捻出」など様々ですが手続きの同行、弁護士相談の同行、等必要に応じた支援を適宜実施しました。

中でもSNSと言われるツールの中で「投げ銭」と言われる課金型アプリのシステムにより、安易にお金が送金できてしまうことが要因で生活が困窮・破綻するというケースが複数あったのが印象的でした。便利なツールの進化により思わぬトラブルに発展してしまうといった事例が多数あり、当センターとしてもできるだけ近年のコミュニケーションツールの動向について、情報収集は欠かせないと痛感しました。

当センターでは、福祉との接点のない方への社会資源の説明や施設見学の同行、体験利用の振り返り、計画相談事業所への繋ぎまでの一連の流れの働きかけを実施しています。この流れは年度が変わった現在も一定数あり、福祉サービスに繋がる手前のサポートは委託相談としての役割である感じております。

その一方で興味は示されるも福祉サービスに繋がらないケースも少なくありません。特に就労継続支援B型事業所の作業内容に魅力を感じて、通所に興味を示されたとしても、通所するために必要な就労アセスメントを受ける工程が負担となり、興味を持っていながら断念されてしまう方が一定数おられます。繋がりを維持していくためには定期的に訪問を重ねながら、見守りや声掛けを続けていく必要があると感じております。

また、ご家族や関係機関からの相談も多くあります。当事者である本人は困っておらず、周りが困っていたり、悩んでいたりと、ケースについては、本人への直接アプローチが難しかったり、支援に繋げていくことが困難なことも多い場面は多くあります。

このようなケースも時間をかけて長期的に働きかけをしていく必要を感じています。

一般就労されている方の余暇支援として当センターの事業の1つに「働く仲間の集い」という事業があります。毎月1回第4日曜日に開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響でしばらく活動の中止を余儀なくされておりました。昨年5月新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」になったことを機に、当事業の活動を再開しました。外出しての食事やレクリエーション、電車に乗って外出するなど参加者も活動を楽しまれています。新規で参加される方もおられ再スタートができて本当によかったと感じております。

この事業は一般就労されている障がい者が参加対象であるため、福祉機関との接点がない方も多くおられます。月に1度ではありますが、顔を合わす機会があれば必要時に相談がしやすい環境に繋がり、余暇以外にも大事な役割を担っている事業と感じています。

他にもグループ活動として「ピアカウンセリング」・「学習会」・「絵画教室」なども継続して実施しております。ピアカウンセリングにおいては令和5年度も福祉教育の一環として地域の小学校に向けて障がい者理解啓発の授業を実施することができました。障がいのある当事者と生徒たちとの直接交流が得られたことは大変有意義であると思っています。

当センターとしては、これからも直接相談はもちろんですが、直接相談以外の事業やグループ活動にも力を注ぎ、多角的な視野を広めながら事業を進めて参りたいと考えております。ジェイエスからの報告は以上となります。ありがとうございました。

(事務局 あん)

私から当事業所の事業報告をいたします。

資料は、7ページ資料1-2となります。ご覧ください。個別支援の数的な状況はお配りしてある通りです。

次に指定一般相談支援事業の地域移行・地域定着支援についてです。9ページ以降となります。この事業は精神科病院に長期入院する患者を地域生活へと移行し、地域生活を継続し続けるための支援を行う事業です。令和5年度も個別給付までむすびつくケースはありませんでしたが、大阪府地域精神医療体制整備広域コーディネーターとともに個別給付に向けたケア会議には参加しました。しかし精神科病院が基本的に遠方であること、さらに個別給付につながるまでに算定できる報酬がなく支援体制構築に向けた課題が多いのが実情です。またコロナ禍によって病院に直接当

事者や支援者が出向く機会の減少等も重なって、対象者の退院に向けたモチベーションを維持することそのものが難しくなっていることも個別給付につながらない要因の1つであるように感じています。

課題解決の方法として門真市障がい者地域協議会の部会の地域移行・地域定着支援部会の下部会議である守口市・門真市精神障がい者地域移行ワーキングに参加し、保健所圏域内の精神科病院へ長期入院している方の退院支援、地域移行に関する課題を検討しており、長期入院の患者の把握、医療、行政、福祉等の関係機関の連携について地域独自の課題の解決策を継続して協議しています。

続いて会議参加についてです。会議参加数に関しては資料をご覧ください。8ページにございます。

令和4年度に大阪府発達障がい者支援力向上事業を活用し、児童期から成人期への引き継ぎの内容が多様化していることに各関係機関が対応しきれていないことが門真市全体の課題として可視化されました。このことから令和5年度では同事業を活用して基礎・応用講座を年3回にわたって実施しました。日時や内容も児童期・成人期の関係機関により多く研修に参加し課題の共有をできるように工夫し、終了後のアンケート結果から目的はある程度達成できたように感じています。しかし実際のケースに反映するようになるまでにはこれからも何らかの形で継続して発信していく必要があると感じています。

令和3年度にワーキンググループとして立ち上がったたすきをつなごう会は、高齢分野の支援者と精神障がいの理解を深めていくことを目的に定期開催となりました。会議の場での課題の話し合いのみならず、当事者と一緒に高齢者施設へ行って実際のデイサービスの参加者に交じって体験したり、介護支援専門員の研修にて当事者と障がいの支援者でパネルディスカッションを行う等支援者間のみならず当事者も含めて双方の理解を深めていく機会となっています。介護保険の移行はどの当事者も避けて通ることのできないものであり、当事者、双方の支援者ともに顔の見える関係性を構築し、少しでも不安なく移行していくために連携を深めていくことが必要であると感じています。

続いて委託相談についてです。10ページになります。こちらは門真市から委託を受け、主に福祉サービスの利用や生活上の困りごと等について相談や情報提供を行う事業です。一番多いのは福祉サービス利用等に関する相談なのはここ数年変わらないものの、物価高騰による家計・経済に関する相談が年々増加しています。しかし支給要件に当てはまらず障害年金の対象にならない場合や

生活保護の相談へ行っても該当しないといわれるケースも増えてきており、すぐには解決に至らない場合も多いです。最終的に家族で同居している場合などは当事者のみ世帯を別にすることで生活保護受給につなげるなど、当初の希望とは違った方向性を取らざるを得ない場合もあり相談の立場としても支援の方向性を決めるにあたって難しい状況が続いています。特に金銭面での相談の多くが症状の不安定さから当事者自身に就労し続ける力がない場合も多く、就Aや工賃の高い就B等につなげることが難しい状況です。その場合委託相談として具体的な解決につながらなくても支援の方向性を模索しながら漠然とした不安感の軽減や必要時に動けるように長期にわたって支援し続けていく必要があると感じています。

続いて計画相談についてです。こちらは福祉サービス利用にまつわる相談に対応する事業です。2～3年の間に門真市内外問わず事業所が増加し、スピードの速さに相談支援専門員の方でも把握しきれない状況となっています。中でも障がい特性の理解が得られないことで職員とトラブルになることが増えています。特にグループホームは生活の場であることから相談支援事業所だけではなく通所事業所とも密な連携を求められますが、慢性的な人手不足がどの事業所も抱えている問題になっており、無資格の職員や当事者と関わったことがない職員が配置されていることも増えてきているように感じています。その点から連携不足による事業所同士のトラブルに発展し、相談支援が板挟みになってしまうケースも発生しています。また通所事業所に関しては数多くの事業所から当事者自身が直接インターネットで探してこられることも増えています。一方で利用に向けた双方との話し合いの中で当事者の障がい特性と事業所の求める利用者像がかみ合わないと感じる場合も多いのが現状です。しかし事前に見立てとして伝えることが当事者にとっては不利益となる場合もあるため、相談支援の立場としてはジレンマを抱えることが増えています。また当事者の中には一度の挫折体験がその後の日中活動への意欲低下を招く場合もあり、必要時に介入できるよう見守る姿勢も求められていると感じています。

全体の総括に移ります。事業所の増加に伴い提供内容も多様化し当事者にとってはいい部分も多いと感じます。しかし一方で障がい特性の理解や連携の必要性等事業所側として求められる支援技術に関してばらつきがあることも課題に感じます。また当事業所の特徴として医療機関から直接新規相談につながることも多いです。しかし福祉サービス導入目的で面談行う中で、まずは生活状況や病状の改善が優先されるケースも往々にしてあり、その場

合委託相談として相談継続しつつ手続きの期間などを考慮し医療機関と相談の上訪問看護の導入が先行して行われることが増えていきます。訪問看護は服薬管理や主治医との調整のほかに福祉サービスでは担いきれない内容をカバーしてくれ、当事者にとってはメリットも多いです。しかし一方で福祉サービスへと引き継ぐ際にヘルパーでは担うことのできない支援内容になっている場合も増えてきています。また訪問看護師から困っているようだから一緒に訪問してほしいという相談もありますが、同行して話を聞くと当事者の希望が実際のサービス利用へと当てはめることが難しいケースもあります。双方の原因として福祉サービスに関して詳しくない支援者が相談支援専門員と今後の方向性のすり合わせをすることなく当事者と直接の関わりを持っていることが根底にあります。当事業所としての相談支援専門員の具体的な介入のタイミングはあくまでも福祉サービス利用が必要となった時点であると考えています。その上で当事業所の相談支援専門員として医療機関と連携を取っていく中で当事者が混乱なく福祉サービス導入できるような配慮が必要となると感じています。さらに福祉サービス利用者も増加していることで他市等の支給決定内容と比較して同様の利用ができないことに疑問を持つケースも増えていきます。従来であれば他市の支給決定内容等を相談支援専門員で把握しておく必要性はありませんでしたが、当事者への説明等で直接かかわる機会の多い相談支援専門員へと求められる知識はより煩雑で多岐にわたるようになってきていると感じています。特に門真市では世帯全体で多数の問題を抱えている場合も多く、時間や知識、経験、ネットワーク構築が必要な状況です。限られた資源の中で求められているものは年々増え続けているので、効率化や資源の集中にどう対処していくのかが継続的な支援につながっていくと考えています。

長年門真市で精神障がい者の相談支援事業を行っている事業所として地域診断の必要性や、他機関ともさらに連携を密にしながら地域全体で当事者を支えていく仕組みづくりへの尽力が求められていると感じています。報告は以上です。ありがとうございます。

(事務局 えーる)

門真市障がい者基幹相談支援センターえーるです。私から門真市障がい者基幹相談支援事業の報告をさせていただきます。13ページの資料2-3をご覧ください。門真市障がい者基幹相談支援センターは、門真市桑才新町に事務所があります。

職員は正規職員2名体制となっております。職員2名の資格に

ついて、1名が主任相談支援専門員と社会福祉士の資格を有しています。もう1名が主任相談支援専門員と保育士、介護福祉士の資格を有しています。

開所日は月～金曜日の9時～17時30分が基本となっております。障がい者虐待防止センターの業務を担っており、虐待の対応については24時間365日の対応となっております。

基幹相談における相談対応の傾向についてです。令和5年度の相談件数、特徴は記載の通りです。

全体の相談件数増に対応できた要因は、令和4年度の相談対応状況から令和5年度の相談件数増加を見越し、業務委託契約上の職員配置は1.5名ですが0.5名分を当法人による持ち出しで、非常勤職員枠を正規職員と同等条件へ引き上げ、令和5年度から2名の職員体制へ強化したことがあげられます。

令和6年3月に厚生労働省から「相談支援業務に関する手引」が出され、基幹相談の優先すべき業務を相談支援専門員の後方支援、地域づくり、専門部会を含めた地域協議会運営の3つと位置づけられました。この優先すべき3つを重点に報告させていただきます。まずは地域づくり、専門部会を含めた地域協議会運営の業務に当たる基幹相談が参加した会議、または主催した会議についてです。13ページの下段から15ページをご覧ください。

基幹相談の業務の1つとして門真市全体の連携力強化を目的に様々な会議や打ち合わせ、イベントなどに155回参加しています。内訳は地域協議会関連会議106回、その他の会議27回、講師派遣やイベント開催協力などが22回となっております。

会議等は、令和4年度にサブ協議会にて実施したQ-saccsという地域の連携力診断ツールにて抽出された地域課題で、放課後等デイサービスにて長年培われた療育の成果を成人施設へ引継ぐ体制が不十分、児童期に放課後等デイサービスなど利用が途切れた児童の経過を追いかけ、確認する体制がないことなどが課題としてあげられました。

その課題に対して、児童の支援機関と成人の支援機関が連携する取り組みを企画し、双方の支援者が意見交換できる場を設定した研修会をサブ協議会主催で3回実施しました。基幹相談は事務局を担い、研修の講師を務めるなど開催に協力を行いました。この開催実績を元に、児童及び成人の通所事業所連絡会を合同で開催する案やイベントの協働開催などを令和6年度に計画をしています。

定例会以外の取り組みとして、グループホーム連絡会が主催したグループホーム職員や世話人向けの障がい者虐待防止研修に基幹相談から講師派遣を行いました。門真市でもグループホームが

急増しており、支援の質の確保が課題となっています。今回の研修を通じ、支援の在り方について講義とグループワークを行い、日ごろの支援の在り方を振り返る機会の提供を行いました。

それ以外の取り組みは記載の通りです。様々な会議へ参加する中で当センターが橋渡し役となり、分野の枠を超えた機関連携のきっかけを作る役割を担えていると考えています。

他の地域づくりの部分は「相談総括の報告」にて説明させていただきます。

続いて相談支援専門員の後方支援の業務に当たる計画相談等に対する指導・助言についてです。今年度から報告の項目の変更がありました。15ページの中段をご覧ください。

この後方支援の実績数は新しく国から出された報告シートで報告となっています。

昨年までは本協議会で使用していた門真市が独自で9項目に分けていたものを使用していましたが、変更に伴い3項目にまとめた実績数となっています。そのため9項目の内2項目の「その他の関係機関への支援困難事例への支援、47件」「その他の関係機関への計画相談に関する支援、2件」は今回の報告シートの実績に含めていません。

新規の相談支援専門員及び更新の相談支援専門員対象のインターバル研修の実施依頼が計45回（対象相談支援専門員数23人）ありました。この研修を門真市では基幹相談にて全件受け入れをしており、相談スキルの向上に加え、研修を通じて相談支援専門員同士の関係性を構築することを研修の目的としています。研修終了後も新規開所した事業所の相談支援専門員や経験が浅い相談支援専門員が受け持った新規ケースに対して、基幹相談職員が同行にて利用者宅訪問、カンファレンスへの参加を行うなど積極的な後方支援を行っています。これらの取り組みにより、経験が浅い相談支援専門員でも気軽に基幹相談の職員へ相談をしたり、後方支援の依頼をしやすい関係性を構築できています。以上が基幹相談支援事業の報告です。

続いて相談支援全体の総括です。17ページをご覧ください。門真市基幹相談支援センターの令和5年度の活動状況を総括する上で、当センターだけの相談活動を評価するのではなく、相談支援体制について、行政や各相談支援事業所など様々な関係機関を巻きこみ、地域の課題把握や課題解決の取り組みをどのようにしてきたか、地域づくりが評価の対象と考えています。

門真市に所在地がある指定特定相談支援事業所が令和5年度中に6事業所が新規開所しました。他市と比べて新規開所が多いことは、障がい福祉課と基幹相談、門真市障がい児者相談支援連絡

会がこれまで実施してきた新規事業所開拓の成果と考えています。これまでは介護保険の居宅介護支援事業所からの参入が多い傾向でしたが、新規開所の5件の内訳はヘルパー事業所が2ヶ所、就労継続支援B型事業所・居宅介護支援事業所・児童発達支援事業所は各1ヶ所となっています。

特記すべき点は、令和4年度までは門真市に所在地がある相談支援事業所で、母体が障がい児通所支援事業所である事業所が1か所もなく、児童の支援の専門性がある相談支援専門員がいないことが門真市の課題でした。令和5年度に市内の児童発達支援事業所が相談支援事業所を立ち上げ、加えて令和6年度より指定管理に移行したこども発達支援センターが未就学児の障がい児相談支援を実施することになりました。この指定管理事業者となる法人の担当職員に令和5年度途中から門真市障がい児者相談支援連絡会へ参加をしてもらい、移行の際の混乱や連携力の低下を最小限にする取り組みや、将来に向けた障がい児相談支援に関する方針共有を事前にできていたことは成果だと考えています。

これまで門真市が実施してきた障がい分野と高齢分野との連携が評価され、大阪府自立支援協議会情報交換会へ門真市の代表として基幹相談職員が講師役で参加し、門真市の取り組みの発表を行いました。相談支援専門員と介護支援専門員の合同連絡会の開催、介護支援専門員の法定外研修への講師派遣、たすきをつなごう会（高齢精神障がい者支援関係機関会議）の開催、精神障がい当事者による介護事業所見学会、ワンドライブを使用した社会資源情報共有ツールの活用などを報告しました。

相談業務から把握した地域課題として、移動支援を含めた市町村事業の地域生活支援事業の在り方や業務内容について、検証や検討する場が門真市には必要と考えています。

介護給付や訓練等給付は報酬の見直しを3年に1度の頻度で行い、現在の状況に合わせて柔軟な対応ができるようにサービス内容を定例的に改正しています。しかし地域生活支援事業は定期的な見直しを行うルール決めがなく、門真市では地域生活支援事業がスタートした平成18年から令和5年まで18年間実施要項や報酬・委託費などが一度も見直しされていない事業があります。

この18年間で、門真市の知的障がい者手帳を所持している方は816名から1,556名へ増加し、増加率は1.9倍。精神障がい者手帳を所持している方は482名から1,804名へ増加し増加率3.7倍となっています。加えて門真市は同人口割合で全国の市町村平均と比較した場合、知的障がい者手帳の所持している人数の割合がおおよそ1.29倍。精神障がい者手帳の所持している人数はおおよそ1.43倍で障がいのある方が多い地域となっています。

障がいのある方の人数が増えたことで介護給付や訓練等給付のサービス提供事業所数が急増しています。一例をあげると就労継続支援B型は令和4年～令和5年の2年間で事業所が11カ所新規開所しました。令和3年末の事業所数22事業所から33事業所となり、わずか2年間で1.5倍になっています。グループホームの事業所数も急増しており、その他サービスも支給決定実績値が少ないサービスを除き事業所数は増加傾向にあります。

一方、地域生活支援事業のサービスの事業所数は近年横ばいとなっており、事業所の実数は変化してなくても実働している事業所が減少しているサービスがあります。

具体的な例として、移動支援はサービスの登録事業所数に大きく変化がないもののサービスの支給決定実績値は平成28年をピークに年々減少しており、令和5年度の実績数はピーク時の6割程度となっています。ガイドヘルパー人材も減少しており、ガイドヘルパーを確保するための調整は年々難しくなっています。

このように地域生活支援事業の在り方や業務内容を地域の現状に合わせていく上で、事業を見直しするために必要な検証や検討する場が門真市には必要と考えています。

以上が相談支援全体の総括の報告です。

(会長)

ただいまの相談支援事業所からの報告についてご質問、意見等頂きたいと思います。出来ましたら資料等のページ数をおっしゃって頂き、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。

(C委員)

支援センターあんとえーるから事業所の数が増えているというご報告をもらったのですが、実際に就Bなんかも門真市内の事業所数が増えていることは実感しているのですが、利用者数の推移は門真市障がい福祉計画の方にも障がい者の利用の数があったと思うのですが、実際それと事業者数の増加の因果関係みたいなところで、もし必要以上に増えているのか、あるいはどれぐらいミスマッチがあるのか具体的な傾向とかがわかれば教えていただきたい。

(会長)

はい、いかがでしょうか。事務局か報告事業所の方で、回答をお願いします。

(事務局)

先程、お話があったように報告させていただいた通り B 型の事業所数が 2 年間で 22 ヶ所から 33 ヶ所、 1.5 倍に増えております。B 型の利用者数の方も実際伸びてはおります。ただ、その伸び率と事業所の伸び率と比較したところ、やはり事業所の伸び数の方が多いという形になっております。

事業所数の定員数ですね。事業所指定を行う際の定員数の割合とその実績値の利用者数という部分で比較させていただいた場合に利用者数より定員数の方が 1.5 倍近く多いという形になっております。B 型の事業所数というのがかなり地域に多いという状況が発生していると考えております。

(C 委員)

実際定員数が利用者数より 1.5 倍ということは、多分門真市内のどこの事業所も定員を満たす利用者の獲得ができない状況があるということかなと思うのですが、厚生労働省の方でも近年、障がい事業者のミスマッチングが国の方でも検討されていて、こういう状況に至っているのは今圏域で言えば事業所の認可は大阪府で行って、実際障がい福祉計画の作成は市町村で行っているの、認可をする場所と実際供給を把握している所とがそれぞれの機関の役割が違って、大阪府が事業所認可をするときにその市町村の障がい福祉課の支給状況とあまり関係なく認可、申請が上がれば認可されている。そこが国の方でも指摘されている問題点かなと思うんですけど、それが多分今年度から都道府県と市町村で調整できるような仕組みに変わったというところが少し報道などで見たんですけども、本市で具体的に検討されていることがあれば教えていただきたいです。

(会長)

では、これは事務局ですかね。府の設定と市の設定との間に齟齬というか、なんらかのギャップが生じている。その辺りについて今後調整が可能なのかどうか。即断できないのであれば、次回もしくはどこかでこのことについての回答をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。今すぐ即答はできないと思いますよね。

(事務局)

ちょっとまた確認調しておきます。すみません。

(H 委員)

C委員の質問に合わせての質問です。議題3のところでも詳しく聞こうと考えていたのですが、今の指定の基準で、厚生労働省が就労Bの総量規制をかけて良いと言っています。一方グループホームも総量規制かけられないという状況なんです。今の藤江さんのお話の通り指定をするのは大阪府で計画を立てるのは門真市。要するに、大阪府は、指定の申請が来てるのは門真市がオッケーをしていると恐らく判断していると思うんですね。でもその辺のコミュニケーションが、先程基幹のえーるの西川が言っていましたけれども660（B型定員トータル数）分の今400（B型利用実績人数）ぐらいですので、事業の質はともかく、経営が成り立たなくなると事業所を閉めざるを得ない。とすると路頭に迷うのは利用者さんであること。これは非常に怖いなと思っています。やみくもに気が付いたら事業所ができていくというこの状況が、果たしてこの将来に向けても良いのか。利用者さんのことを第一に考えると果たしてこれでいいのかということ踏まえて一度ご回答いただけたらと思います。

（会長）

ありがとうございます。ご意見としてお伺いし、また事務局に対しましては次回会議において答弁していただくようお願いいたします。

他にご意見はありますでしょうか。特になければ、本日ご欠席の委員のご意見のご紹介をしていただきたいと思います。

（事務局）

本日欠席された委員からのご意見を事務局から報告いたします。

「P4の1行目、大阪府発達障がい者地域支援力向上事業の取組内容の詳細を資料に掲載してください」「P5の1行目、『働く仲間の集い』の説明をつけてください」「P2、P8、P14、P15の会議 打ち合わせ等の出席・開催等の表には開催内容と記入がありますが、会議日ごとにテーマを記入し、会議に参加していない委員にも地域課題が見えるようにしてください。」

以上です。

（会長）

このご質問については、事務局はどのような回答されるご予定ですか。

（事務局）

ご質問の方ありがとうございます。

まず、大阪府発達障がい者地域支援力向上事業というものに関してですが、こちらの方は大阪府の事業がございまして、アクトおおさかが実施しております。本日の資料の中に詳しい説明書きはございませんが、32ページのサブ協議会の報告に一部掲載しております。ご確認くださいと思います。32ページの2023年度の会議テーマの中で第6回10月と第8回1月をご覧ください。

まず、10月の方は障がい者の関係機関、それから障がい児の関係機関にお集まりいただきまして、発達障がい者の特性理解とその支援の考え方といった基礎的な内容の研修を実施してもらいました。1月にも同じく障がい者の関係機関、障がい児の関係機関にお集まりいただきまして、障がい者と障がい児のそれぞれの門真市内の社会資源の紹介や児から者へのバトンタッチするための支援体制・連携をテーマにした研修・グループワークを実施しております。こちらの事業ですけれども、前年度2022年度の時もサブ協議会にて同じ事業でアクトおおさかさんに来てもらいまして、その時は地域課題の抽出ツールであるQ-saccsについてのお話をしてもらっております。

続きまして働く仲間の集いのご質問があったかと思いますが、こちらの方は事前にお聞きしておりましたので、先程のジェイ・エスからの報告の中に少し詳しく目に説明させていただいております。毎月1回、第4日曜日に開催して一般就労の障がい者の方と余暇支援として実施させてもらっている事業となっております。以上です。

(事務局)

続きまして、2ページ、8ページ、14ページ、15ページの会議の打ち合わせ等の出席・関係機関等の表には開催内容の記載とありますが、会議日ごとにテーマを記載し、会議に参加しない委員にも地域課題が見えるようにしてくださいとありますが、今回、30ページから39ページの方に地域協議会関連会議を詳しく記載させていただいたという形になっております。

ただ主要会議のみで、この基幹相談支援センターえーる、あん、ジェイ・エスの3事業所が参加している会議全てを説明できているものではありません。今後、どのような報告方法であれば理解しやすいのかを検討させていただいて、次回以降の報告に上げていこうと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろ

しいでしょうか。はい、特段なければ次の議題へ行かせていただきます。それでは、議題②、令和5年度障害者虐待防止法に係る対応状況につきましては、引き続き、門真市障がい者基幹相談支援センターえーるよりご報告をお願いいたします。

(えーる)

虐待防止センターの報告を引き継ぎご報告させていただきます。19ページの資料2-3をご覧ください。

令和5年度の虐待相談について、相談・通報実件数が38件となっています。内訳は養護者虐待が16件、施設従事者虐待が22件、使用者虐待、その他は0件となっています。

虐待相談実件数38件中、障がい福祉課職員と虐待防止センター職員の訪問等の事実確認により21件が虐待認定されたケースとなっています。21件の内訳は、令和5年度中に新規で虐待認定された件数は14件（内訳：養護者4件、施設従事者10件）です。

過去に虐待認定されたケースの再発もしくは過去に認定されなかったものの通報があったケースで令和5年度に虐待認定された件数は5件（内訳：養護者3件、施設従事者2件）となっています。

残りの2件が前年度に虐待認定され令和5年度には虐待の行為は確認されなかったが継続支援を実施したケースとなっています。

令和4年度と比較して令和5年度の相談・通報件数は11件増となっている。虐待認定件数に至っては令和4年度の10件から令和5年度は21件と11件増となっており倍増しています。養護者虐待では分離目的の施設等へ避難した緊急加入したケースが3件ありました。この3件以外でも虐待の程度が中度以上に当てはまるケースは複数発生しました。被虐待者と虐待者との分離後、生活環境を構築するなどの支援業務には委託相談支援職員が支援に加わり、協力体制を構築しています。

養護者虐待での令和5年度の課題として、被虐待者に複数のアザが発見されながらも施設からの虐待通報が遅れ、虐待防止センター職員が通報の一報を把握した時点で、被虐待者を虐待者と同居している自宅に送迎していたケースがありました。これは施設の管理者や職員の虐待行為の認識や虐待の通報義務の理解が不十分であったことが要因と考えられます。

障がい者の普段と異なる様子やアザ、傷などから虐待や不適切行為を疑う意識を高め、自分たちが障がい者の権利を守る最前線にいることを再認識する取り組みが必要と考えています。

施設従事者虐待の10件は被虐待者数が10名となっていますが、2事業所で複数の被虐待者が確認された結果であり、実際に虐待

が発生した施設数は4事業所となっています。

この中の1つに多くの利用者が虐待を受けている疑いから利用者の援護市が複数の市にまたがり、虐待の内容の重大さから大阪府の指導課が介入するケースが発生しました。同施設は令和4年度にも心理的虐待通報があり、基幹相談が事実確認を行った結果、虐待無と判断されたケースでした。今年度同様の通報があり、施設ぐるみで虐待の事実を隠ぺいしていたことが発覚しました。

設置が義務化されている虐待防止委員会が未設置で、サービス管理責任者が現場に関与しておらず、閉鎖的な空間と職員体制が虐待をエスカレートさせ被害を拡大させる原因となっていました。

その他、児童の施設にて重大な性的虐待が発生し、このケースも調査の結果、虐待防止委員会が未設置でした。虐待認定されなかったものの不適切対応と判断され、事業所が不適行為を把握してから通報や相談が数日経過後だったことなどがありました。

それ以外では施設職員の障がい者虐待に関する認識が低く、虐待や不適切行為と理解せず遊びの延長で不適切な行為の疑いがあったケースも複数発生しており、門真市全体の障がい福祉に関わる事業所や職員の障がい者虐待に関する知識や意識を高める取り組みが必要だと感じています。

具体的には各種連絡会での障がい者虐待防止の周知や議案としての立案、門真市内での障がい者虐待の研修の開催、オンラインの動画の配信先の周知、事業所内での虐待防止研修開催のサポートなどを行うことが虐待防止センターに求められていると考えています。

以上で門真市障がい者虐待防止センターの報告を終了させていただきます。

(会長)

ただいまの障がい者基幹相談支援センターからの報告について、何かご質問、意見等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。もしご質問があるようでしたら、後ほどご意見を伺いたいと思います。

それでは、議題③門真市第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の進捗状況および取り組み状況等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

私より、議題③ 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料は21ページからの資料2は、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の各サービス種別の令和3年度から令和5年度の見込量と実績値をまとめています。各サービスの右側のコメントは、サービスの内容の説明、利用者の推移や利用時間数または利用日数の推移や傾向について記載しています。

私からは、主だった動きがあったサービスを中心にご説明させていただきます。まず、22ページをご覧ください。

最初に同行援護についてです。同行援護とは、視覚障がいのある人に対して、外出のときに移動に必要な情報提供や移動の支援を行うサービスです。

利用者数については、身体障がいのある人は令和3年度から令和5年度にかけて微減となっています。一方で、利用時間数については、月平均の1人当たりの利用時間は、令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向にあります。増加の要因の1つには、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことから、利用者の外出の機会が増えたものと考えられます。

資料はありませんが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する以前の平成30年度、令和元年度と比較しますと、身体障がいのある人の利用者数は減少しています。月平均の1人当たりの利用時間数は、令和5年度は平成30年度とほぼ同じですが、令和元年度よりは少なく、令和元年度の時間数までには回復していないことがわかります。

続きまして、行動援護についてです。行動援護とは、知的障がいまたは精神障がいのある人で、常時介護が必要な方に対して行動するときに必要な援助や外出の移動中の介護を行うサービスです。

知的障がいのある人の利用者数は、見込量を超えています。令和3年度から令和5年度にかけて横ばいの状態です。一方で、利用時間数は令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向にあります。増加の要因の1つには、先ほど述べた同行援護と同じく、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことから、利用者の外出の機会が増えたものと考えられます。

資料はありませんが、平成30年度、令和元年度と比較しますと、知的障がいのある人の利用者数は横ばいですが、利用時間数については、令和2年度・令和3年度は落ち込みが見られますが、令和5年度は、平成30年度、令和元年度を上回る利用時間となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなっていることがわかります。

次に23ページをご覧ください。短期入所についてです。短期入所とは、短期間の入所が必要な方に対して、施設で入浴、

排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

すべての障がいのある人の利用者数は概ね見込量を下回っています。ただし、身体障がいのある人の令和5年度の利用者数は、見込量を大きく上回り、それに伴い、利用日数も増加しています。知的障がいのある人の利用者数は、令和4年度から令和5年度にかけて減少していますが、利用日数については、増加傾向にあります。これらの要因は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、保護者の介護負担の軽減や、在宅から次の暮らしの場の移行を目的とした利用や、服役後の受け入れとしての利用などがあったことによるものと考えられます。

資料はありませんが、平成30年度、令和元年度と比較しますと、知的障がいのある人の利用日数については、令和元年度から令和2年度までは落ち込みが見られますが、令和5年度は平成30年度と同じ程度の日数となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなっていることがわかります。

障がいのある児童の月平均の1人当たりの利用日数においては、令和3年度から令和4年度にかけては横ばいですが、令和5年度にかけては増加傾向にあります。増加の要因としては、保護者の介護負担の軽減の目的で利用される方が増えているものと考えられます。

次に24ページ、25ページをご覧ください。就労移行支援と就労継続支援A型についてです。

就労移行支援とは、就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な能力向上の訓練を提供するサービスです。就労継続支援とは、一般企業への就労が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの提供を通じて、知識や能力向上のための訓練を提供するサービスです。

2つのサービスを比較したところ、就労移行支援は、利用者数は減少傾向にあります。この違いは、2つのサービスの目的の違いによるものと考えられます。就労移行支援は最長2年間の限られた期間で、訓練を行い、一般就労を目指すものです。一方で、就労継続支援A型は、期間に限りはなく、事業所と雇用契約を結び、原則最低賃金を保証された中で利用をするため、A型を希望される方が増えている現状があります。

また、就労継続支援A型については、すべての障がいのある人の利用者数は横ばいあるいは減少していますが、利用日数は精神障がいのある人は増加傾向にあります。これは、就労継続支援において、在宅での利用など多様な利用の仕方が認められてきたことから、外出することが困難な方であっても利用がしやすくなってきたことによると考えられます。

次に、26 ページの一番下をご覧ください。計画相談支援についてです。

計画相談支援は、障がい福祉サービス等を利用する際に、支給決定または変更決定の前に、サービス等利用計画を作成し、サービス等の利用状況についてモニタリングを行い、計画の見直しを行うものです。

合計では見込量通りに増加していますが、知的障がいのある人や精神障がいのある人は横ばいまたは減少傾向にあります。これは、計画相談支援事業所の数が不足しており、新規でサービスを利用する件数に追いついていない状況があるため、実績値が伸び悩んでいると考えられます。

引き続き、計画相談支援の質の担保及び事業所の新規開拓など、計画相談支援連絡会と協議を行いながら取り組んでまいりたいと思います。

次に、28 ページをご覧ください。児童発達支援についてです。児童発達支援は、主に未就学の方を対象に、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得や集団生活への適応のための支援などを行うものです。

児童発達支援の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて見込量を上回っています。同様に利用日数も増加していますが、月平均の1人当たりの利用日数は令和5年度で8.2日となっています。これは児童発達支援の事業所を平日毎日利用するのではなく、保育園や幼稚園に在籍し、保育園などに行った後に児童発達支援を利用したり、例えば週3日は保育園、週2日は児童発達支援を利用するなど、並行して通園する方が増えているからだと考えられます。

同じページの下をご覧ください。保育所等訪問支援についてです。保育所等訪問支援とは、保育所等に通う児童などに対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的支援などを行うものです。

保育所等訪問については、令和3年度は、市内では市立こども発達支援センターのみで実施していましたが、近年複数の事業所が実施しています。そのため、利用者数及び利用回数が増加しています。療育の必要性の社会的認識が高まっていることから、今後も利用者及び利用回数は増加していくと考えられます。

次に、29 ページをご覧ください。障がい児相談支援についてです。

障がい児相談支援は、児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービスを支給決定する際に、利用するサービスの内容や種類を定めた計画を作るものです。計画相談支援事業所が少ないこと

から、令和5年度までは放課後等デイサービスを利用する人を中心に利用しています。そのため、放課後等デイサービスの伸びに伴い、利用者数が増加しています。今年度から、児童発達支援を利用する人に対して、こども発達支援センターが計画作成を担っていくため、今後も利用者数の伸びを見込んでいます。

次に、30ページをご覧ください。最後に、令和6年度からの計画として、【第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画における成果目標】を挙げていますので、ご参照ください。

なお、第3期障がい児福祉計画における成果目標のうち、「(2) 医療的ケア児等に対する支援の拡充」につきましても、令和8年度目標を掲げていないため、項目欄が未記入となっておりますが、医療的ケア児者等が、身近な地域で必要な支援が受けることができるように、医療機関に対しての短期入所事業の実施や、既存施設のサービス拡充や、新規事業所誘致等を検討し、よりよい医療的ケア児者の支援体制整備に努めてまいります。

以上で、門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況及び取組状況等についての説明を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局のご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらよろしく願います。はい、どうぞ。

(H委員)

ちょっと教えていただきたいですが。

まず、23ページ。生活介護の身体障がいのある方、令和4年が44件、令和5年が98件、倍増している。短期入所の方を見ますと、先ほど課長補佐から説明がありましたが、12.5倍とかなり多くなっていますね。

続いて25ページ。就労継続支援B型のこちらも身体障がいのある方、これも令和4年から令和5年、これちょっとずっと伸び続けてますけれども、数が非常に増えている傾向にあります。

続いて26ページ。施設入所支援、障がい者支援施設ですけれども、身体障がいのある方が、こちらもまた倍増近く増えていらっしゃる。で、共同生活援助についても、こちらも倍以上増えている。で、今申し上げませんでした。逆に言うと、知的障がいがある方っていうのは比較的、減少傾向になっているところがあって、そこはともかくとして、令和5年でこれだけ身体障がいのある方の利用が増えたというところが、何か理由があるのか教えていただきたい。

(会長)

事務局お願いいたします。

(事務局)

はい、事務局です。令和5年度は身体の方のサービスの件数が増えている点なんですけれども、今年度4月から集計するソフトが新しくなりまして、今まで計算で拾っていた数と違うところを数えている可能性があるので、知的障がいの方が減って、身体障がいの方が増えているような状況になっているようです。ですので、手帳情報を確認しているかとか、受給者証番号の番号で数えているかで、それで身体の方が増えているような感じになっていると思われまます。

(H委員)

例えば、これ見ていて思ったんですが、重複障がいの方が、これダブルカウントされているのかとか、あるいは、重複で、かつ身体が優先されて、知的が消えてしまってるのか、ちょっとよくわからないんですけど、何かそういったエラーがあるのかなと思いついたんですが。はい。また分かり次第教えてください。

(会長)

はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではなければ、もし何かまた後でお気づきの点がございましたらお伺いをさせていただきます。

それでは、議題④令和5年度門真市障がい者地域協議会部会開催実績について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

私より、議題④令和5年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績についてご説明いたします。

31ページからの資料3-1をご覧ください。

本市には、本協議会をはじめ、サブ協議会、サブ協議会を取り巻く7つの部会があり、それぞれに年度ごとにテーマを決めて会議を開催しております。部会ごとに、開催時期、開催回数も異なっており、毎月あるいは2か月に1回程度の開催が多くあり、会議テーマが多岐にわたる部会では、16回になる部会もあります。令和5年度の各部会の会議テーマと今後の課題、会議参画機関につきましては資料に詳細を記載しておりますので、ご確認ください。

令和5年度の特徴的な活動内容といたしましては、障がい者差

別解消専門部会より、ららぽーと門真内の店舗において従業員向けの障がい理解啓発研修を行いました。具体的な取り組み内容については、事務局えーるより報告していただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

(えーる)

門真市障がい者差別解消専門部会からの報告を行います。門真市障がい者差別解消専門部会は本協議会の専門部会の1つです。門真市身体障害者福祉会、視力支援協会、NPO法人門真市手をつなぐ育成会、門真クラブ、門真市ろうあ部会の当事者団体が所属しています。それ以外に障がい福祉課、人権市民相談課、門真市社会福祉協議会、委託相談2か所、基幹相談がメンバーとなっています。

会議目的は「障がい者に関する理解促進、理解啓発について、様々な年代に対して取り組みを進める。差別解消に関する課題の解消に取り組む。」となっており、活動を通じて障がい者だけでなく誰もが地域社会で安心して暮らせるよう活動を行っています。

令和4年度に差別解消専門部会にて、障がいのある方が来店された時の店舗側の困りごとやお店でどのように対応されているか、取り組まれているかなどを聞き取りするアンケートを商工会議所の協力を得て実施しました。このアンケートは配布するだけではなく、商工会議所からアンケートの趣旨説明を事前に店舗側へしてもらった上で、門真市障がい者差別解消専門部会に所属している当事者団体の当事者と支援者で店舗に直接訪問し、趣旨説明を再度行い従業員へのアンケートへの協力を依頼しました。

アンケート結果で店舗側から障がい理解啓発の機会があれば参加したいと意見があり、令和5年度は門真市障がい者差別解消専門部会参加機関にて実施できる障がい者理解促進の研修内容を擦り合わせ、店舗側とも研修内容の調整を行いました。その成果が令和5年12月19日に実施したららぽーと門真の梅の花の定食やうめまめの従業員へ実施した障がい理解啓発の研修会です。その時の様子を報告します。

この研修会は3つの構成で実施しました。まずは令和3年4月1日から障害者差別解消法により、これまで努力義務とされていた事業所による障がいのある方への合理的配慮の提供が、大阪府障がい者差別解消条例において義務化されたことを伝え、店舗へ来店された障がいのある方へ合理的な配慮をするためには、店舗側スタッフが障がい特性を正しく知り理解することが必要と伝えました。

大阪府が作成した接客時の合理的配慮の資料についても一部説

明を行いました。この資料は絵も多く、店舗でのストーリー別の事例で説明しており、とても見やすい資料となっています。

その後視力障がいについて理解促進を行いました。発表者は門真市視力支援協会で、「視力障がい者からの提案」として、実際の店舗での困りごと、気づいてもらえにくい点、こんなサポートがあれば嬉しいなど当事者から生の声を資料を使用して伝えました。

その後アイマスク体験を行い、実際の来店からテーブルまでの移動、着席、オーダー、配膳、会計までの一連の動作をアイマスクを使用し参加者2名で1組となり、視覚障がい者、スタッフの双方の体験を実施しました。実際に視覚情報がない状態でお店で過ごす体験をしたことで、これまで気がつかなかった部分が明確に分かるようになり、資料の下記のアンケートにもあるように従業員の気づきに繋がったと感じています。

その次に聴力障がいについて理解促進を行いました。発表者はろうあ部会、門真市身体障害者福祉会です。

「聞こえない」ってどんなこと？～聞こえない人を理解するために～をテーマに聴力障がいのある方が飲食店等でどのようなことに困っているのか、どのようなサポートがあれば楽しく安心して食事を楽しめるのかなどをパソコンで資料等を使用して説明しました。聴力障がいのある方の特徴、配慮してほしい点、配慮が不必要な点など、従業員が聴力障がいのある方を接客する際に気づきとなる内容の説明でした。

後半はお店ですぐに使える手話や指文字の講座を実施しました。

従業員の少しの配慮で障がいのある方が周囲とコミュニケーションをとれるようになり、お店で過ごす時間が安心となるかを学ぶことができる内容となっていました。

令和6年度も引き続き、店舗やその他の機関に対して同様の取り組みや、今回の研修では実施していない精神障がい、知的障がいについても開催していければと考えています。

以上が門真市障がい者差別解消専門部会からの報告です。

(会長)

はい、ありがとうございました。
ただいまのご報告につきまして、ご意見ご質問がございましたら宜しく願いいたします。いかがでしょうか。

(A委員)

まずは、この実際の店舗で、そこの従業員の方に対する研修という取り組みは大変素晴らしいと思います。

3つほど質問があるんですけども、1点目は店舗のうめまめから研修の依頼が来たのか、それともこちらから色々こういうことをしましょうって提案していったことなのが1点目です。

資料のほうでは、その研修に参加された方の感想とかが記載されていましたがけれども、実際に講師された講師の方の感想や手応えみたいなのがどうだったのかなってというのが2点目。

それから3点目、今後も同様の活動をしていきたいってことですけれども、例えばどのような形で宣伝や告知など、市内のいろんな事業所や店舗とかあると思うんですけど、どういう風にそれを進めていくのか、告知していこうと考えているか、その3点についてお聞かせください。

(会長)

それではお願いいたします。

(事務局)

はい、この店舗のうめまめに対しての提案につきましては、元々このうめまめへの理解啓発研修を取り組む前に、このアンケートを実施した際に、差別解消専門部会にて門真市内で研修会を実施していこうという流れが出来ておりました。具体的にはイオン古川橋であったりとか、他の店舗にも行っていこうと議論をしていた中で、偶然うめまめからこの理解啓発の取り組みではない単純な問い合わせが障がい福祉課に入りました。

その時の問い合わせに対応した障がい福祉課の職員が、差別解消専門部会の担当職員でした。差別解消専門部会ではららぽーと門真にも働きかけをしていこうと意見が出ており、その流れもあり、実際うめまめの問い合わせの対応をした中で、現在差別解消専門部会で障がい理解啓発の取り組みをしており、この取り組みをららぽーと門真でも実施できないと障がい福祉課から提案したことから、ららぽーと門真の1店舗であるうめまめにて研修実施の実現に繋がりました。

ですので質問の1つ目の回答は、働きかけは差別解消専門部会から働きかけをしたになります。本当に偶然の問い合わせというきっかけだったんですが、障がい福祉課職員が機転を利かせて差別解消専門部会の取り組みをららぽーと門真側に伝え、繋ぎ止めたことが実績となりました。

あと手応えに関しては、まず第1回目という形だったので、とりあえずやってみようから始まりました。まず、その営業中の店舗で研修をするということになったので、本当にできるのかなというような疑問から始まったんですが、実際に働いている店舗に

て実施ことで、スタッフがいつものテーブルで、いつもの接客の場所で、実際にアイマスク等を使って体験ができたことが、その接客を自分自身が障がい者になった立場で体験し、困り事を実際に感じられたっていうのは非常に良かったのかなと感じております。

その分、参加できる従業員の方が絞られてしまうなど、色々やり方について今後考えていけないなどは感じておりますが、この店舗で実施するっていうことの意味はあったかなと感じています。

3点目の同様の活動につきまして、先ほどお話しした通りアンケートを実施して、この理解促進の取り組みを進めてきた経過になりますので、引き続き門真市内の大型店舗での研修の取り組みであったりとか、ゆくゆくは複数の店舗に周知して、会場等で、これらの理解促進の研修を実施できたらなという企画は考えております。

(A 委員)

これって、あんまり他でも聞かないような取り組みやと思うんですけど、例えばマスコミとかSNSとかで、こういうのを告知したり、こういうのを実施しましたみたいなことしたら良いと思う。お店側は宣伝にもなるというメリットもあるでしょうし、実施側は発信を見た担当者から、うちの店舗でもこういうのしたいと問い合わせがあると思う。SNSやマスコミなどいろんな媒体を使う上で制約とかもあると思うんですけども、専門部会で検討してみてもどうかと思います。門真市の方でも検討していただいたらいいかなと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にないでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、今日は欠席委員の方からもご意見いただきますので、ご紹介よろしくお願いたします。

(事務局)

本日欠席された委員からのご意見を事務局から報告いたします。「会議内容の記載がP30～P39の課題に対してどのようにアプローチして課題解決をするのかを地域協議会の議題に入れて協議する時間を取ってください」

以上です。

このご質問については、下部組織から地域課題を吸い上げ、協議会で協議する体制について事務局と下部組織で協議をし、検討していきたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ということでございますので、そのように回答をさせていただいております。それでは続きまして、議題⑤障がい者優先調達推進法に関わる令和5年度の取り組み状況につきまして、事務局より報告をお願い致します。

(事務局)

私より、議題⑤、障害者優先調達推進法に係る令和5年度の取組状況及び令和6年度の予定について、ご説明させていただきます。45ページの資料4-1をご覧ください。

障害者優先調達推進法につきましては、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障がい者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的としまして、平成25年4月1日に施行されております。

令和5年度の調達実績につきましては、資料4-1の通り、物品は2,639,691円、役務は3,488,378円となっております。内容としては、物品につきましては、庁内11課から市内7施設に対し、ポケットティッシュ、ゴミ袋、名刺等、役務につきましては、庁内3課から市内1施設に対し、街並み美化推進業務等を発注したものです。

また、平成25年の法施行からの目標と実績につきましては、47ページの資料4-2のとおりとなっております。物品につきましては目標を上回ることができましたが、役務については約38,000円目標を上回ることができませんでした。

なお、障害者優先調達推進法第6条におきまして、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、49ページからの資料4-3のとおり、令和6年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を令和6年5月31日に制定し、同日より市HPにて公表を行っております。

6年度につきましては、調達目標として、物品は330万8千円、役務は375万6千円と設定しており、物品につきましては、現時点におきまして、人権市民相談課にて、シール貼、チラシ挟み込

み、市民課、教育総務課、保育幼稚園課、環境政策課にてゴミ袋の発注等、役務につきましては、環境政策課にて市内全域での違法屋外広告物簡易除却及び清掃活動、喫煙所清掃業務、管財統計課にて南部地域整備用地の除草業務等が予定されております。

今後につきましても、6年度の調達目標の達成に向けまして、障がい者就労施設等と一層連携を密にするとともに、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。障害者優先調達推進法に係る令和5年度の取組状況及び令和6年度の予定についての説明は、以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(E委員)

以前、この昨年ぐらいからか、この様式にはなってるんですけど、以前は細かく、どの社会福祉法人がどの物品をやったかっていうのを細かく表にしてくださってたような気がするんですけども、この形式にしたのは何か理由があったりとかするんでしょうか。

(事務局)

昨年度の資料を参考にさせていただいてますので、この形で、その細かい事業所のどこがどこに発注したかというのを、説明自体は資料を参考にしたところになりますので、そちらの方が協議会の資料としてふさわしいというか、確認しやすいということであれば、また来年度からの資料作成時には、検討させていただきたいと思っています。

(E委員)

そうですね。実は一昨年、その前か記憶は定かではないんですけど、他市から優先調達をしていただいたことがあり、名前を書いてくださったから、確認ができたことがあったので。細かいことすみません。

(事務局)

わかりました。来年度からの参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょう。

はい。でなければ、次の議題に入らせていただきます。続きまして、議題⑥その他で何かございますか。

(事務局)

本日欠席された委員からのご意見を事務局から報告いたします。

「今年お正月に災害があり、近畿でもいつかは発生すると言われている地震に向け、福祉避難室の必要性を検討してください」

「この会議で障がいのある人の課題の見える化ができていないので、好事例の金沢市など、基幹相談・委託相談所と行政との連携や、地域生活拠点事業が市内の事業所を巻き込み、安心できる制度を作られている取組みを研修などし、「門真市障がい者地域協議会」が障がいのある人の権利を護り、暮らしの向上につながる会議の場となりますように取組み方を工夫してください」

以上です。

1つ目のご意見については、関係各課との調整が必要な内容となりますので、持ち帰って事務局と関係各課と協議させていただきます。

2つ目のご意見については、他市の事例等を調査研究し、事務局の中で今後の取組み方について協議をさせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。本日ご用意させていただきました議案につきましては以上でございますが、ここで、委員の皆様方に何かご意見、ご質問等ございましたら、お伺いをさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

はい。では、特段なければ、今後の会議の予定等も含め、この進行につきましては事務局にお返しいたします。

(事務局)

会長、本日の進行ありがとうございます。

事務局より今後のスケジュールをご説明させていただきます。

第2回目の本協議会は、来年2月中を予定しております。12月から1月にかけて日程調整をさせていただく予定にしておりますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議

録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。皆様、今後ともよろしくお願いいたします。